○防衛省令第三号

国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）の施行に伴い、並びに同法附則第十二条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び同法附則第十二条第三項並びに防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条の二第二項及び第八条並びに防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第八条の二第二項、第八条の三第二項、第十条第三項及び第十条の二第二項の規定に基づき、防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

防衛大臣　浜田　靖一

防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令

防衛省職員給与施行規則（昭和四十四年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改める。

改正後	改正前
（事務官等の職務の級ごとの定数） **第二条**　［略］ ２　前項の規定にかかわらず、法第五条第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員の職務の級ごとの定数は、別表第七から別表第十一までに定めるとおりとする。 （短時間勤務職員等以外の勤務時間） **第二条の二**　法第八条に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるものは、自衛隊法施行規則第四十四条第一項本文に定める時間とする。 ２　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第八条の二第二項、第八条の三第二項、第十条第三項及び第十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるものは、自衛隊法施行規則第四十四条第一項本文に定める時間とする。 （俸給の調整額） **第三条**　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第八条の二第二項に規定する防衛省令で定める額は、一般職に属する国家公務員の例による。 （自衛官候補生としての任用期間が三月でない者の退職手当の計算の基礎となる日数） **第八条**　法第二十八条第一項第一号に規定する防衛省令で定めるところにより算定した日数は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十六条第一項の規定による任用期間に係る日数から自衛官候補生としての任用期間に係る日数を減じて得た日数を同項の規定による任用期間に係る日数で除して得た率に、法第二十八条第一項第二号に定める日数を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）とする。 **別表第二**　行政職俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係） イ　行政職俸給表㈠	（事務官等の職務の級ごとの定数） **第二条**　［同上］ ２　前項の規定にかかわらず、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員（次条第一項において「再任用短時間勤務職員」という。）の職務の級ごとの定数は、別表第七から別表第十一までに定めるとおりとする。 （短時間勤務職員等以外の勤務時間） **第二条の二**　法第九条に規定する再任用短時間勤務職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるものは、自衛隊法施行規則第四十四条第一項本文に定める時間とする。 ２　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第八条の二第二項、第八条の三第二項、第十条第三項及び第十条の二第二項に規定する再任用短時間勤務職員等以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるものは、自衛隊法施行規則第四十四条第一項本文に定める時間とする。 （俸給の調整額） **第三条**　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第八条の二第二項に規定する防衛省令で定める額は、人事院規則九―六（俸給の調整額）別表第二に掲げる額（その額が俸給月額の百分の四・五を超えるときは、俸給月額の百分の四・五に相当する額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 （自衛官候補生としての任用期間が三月でない者の退職手当の計算の基礎となる日数） **第八条**　法第二十八条第一項第一号に規定する防衛省令で定めるところにより算定した日数は、自衛隊法第三十六条第一項の規定による任用期間に係る日数から自衛官候補生としての任用期間に係る日数を減じて得た日数を同項の規定による任用期間に係る日数で除して得た率に、法第二十八条第一項第二号に定める日数を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）とする。 **別表第二**　行政職俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係） イ　行政職俸給表㈠

組織の区分＼職務の級の区分	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛省本省の内部部局	八人	二九人	五一人	七七人	一九九人	一三三人	二二六人	三八一人	一〇五人	八三人

組織の区分＼職務の級の区分	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛省本省の内部部局	八人	二九人	五〇人	七〇人	一八七人	一二六人	二二六人	四四四人	八四人	四七人